

## 公費解体に係る事務手続き

公費解体に係る事務手続きについては、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）が参考となる。上記文献の内容（一部加筆修正）を以下に示す。また、平成28年熊本地震での公費解体の流れの例（熊本市と益城町）を示す。

### 1. 損壊家屋等の解体

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を実施することができる。被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大された場合もあるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知を確認する必要がある。

表1 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	
運搬	○	○
処理・処分	○	○

○：適用、      ：場合により適用

以下、公費解体の手順を示す。撤去・解体棟数が多い場合は事務量が膨大となるため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。また都道府県や他自治体からの支援を得たり、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者へ委託することも検討する必要がある。

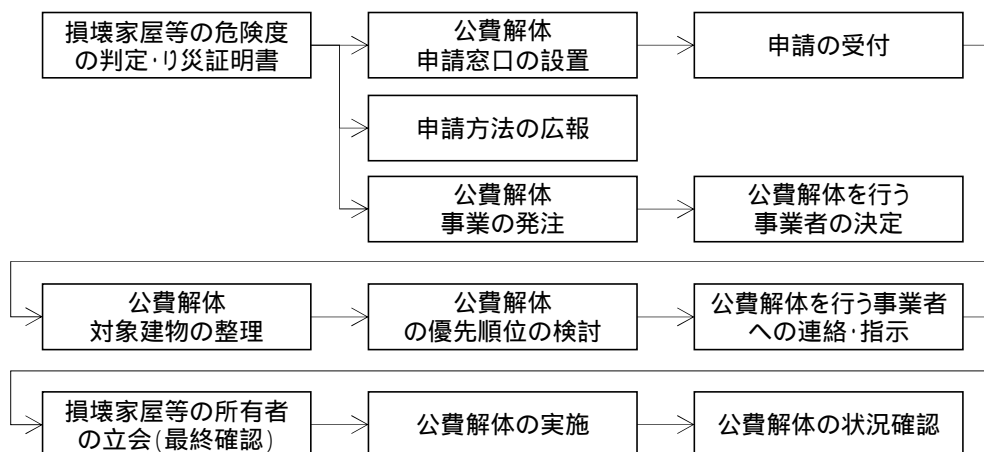


図1 公費解体の手順（例）

#### (1) 公費解体の受付体制等の検討

家屋等を公費により解体する場合、問題となるのは受付体制であり、受付に至る手続きやルールを定める必要がある。住民からの問合せが殺到することが想定されるため、災害の規模によっては回答例を用意し、コールセンターを設置して対応することが賢明である。

以下に段取りの例を示す。

1) 公費解体の対象案件の選定

公費解体の対象はどのようなものか(環境省の基準確認)

具体的な対象事例(または除外する事例)の絞り込み(例:敷地の地割のみで建物被害のないものは除外)

基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み  
敷地境界、解体物の特定

2) 公費解体のためのルール作り

公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定

申請受付期間の設定

公費解体後の登記の扱い等

3) 公費解体受付体制

職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等に委託するのの方針決定

受付期間に応じた受付場所の確保

申請受理後の書類審査、現地調査の体制の決定

市民向け広報の手法と時期、内容の検討(家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続き等も含む)

家屋解体事業者と申請者、市町村の3者現地打合せの方法

解体前に申請者のすべき事項の策定

解体後発生する廃棄物の受入・処分体制の確認

4) 賃貸物件や集合住宅の公費解体

所有者と入居者が異なる場合の必要書類(同意書)

入居者の退去予定時期の明確化

退去(見込)者の住居相談対応

(2) 業者との契約

発災直後の危険家屋等の解体撤去は、災害協定を締結している業者との随契が多くなる。一方、罹災証明が発行されてからの公費解体については、申請件数が少ない場合には、1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を設定することが適切である。ただし、大規模災害においては、1件ずつの契約が現実的でなく、熊本地震では、県が解体標準単価を設定し、地域ごとに解体工事業協会会員で班編成を行って、順次計画的に解体工事が進められた。

アスベスト含有成形板等のレベル3の建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、アスベストに関する事前調査が必要となる。熊本地震では、被害を受けた家屋を解体する際に石綿含有成形板等石綿を取り扱う作業を行う場合は「石綿作業主任者技能講習」を修了した石綿作業主任者を選任し、特別教育を受けることが義務付けられた。

なお、業者は建築工事業、土木工事業または解体工事業の許可をもっていることが必須(鳶・土

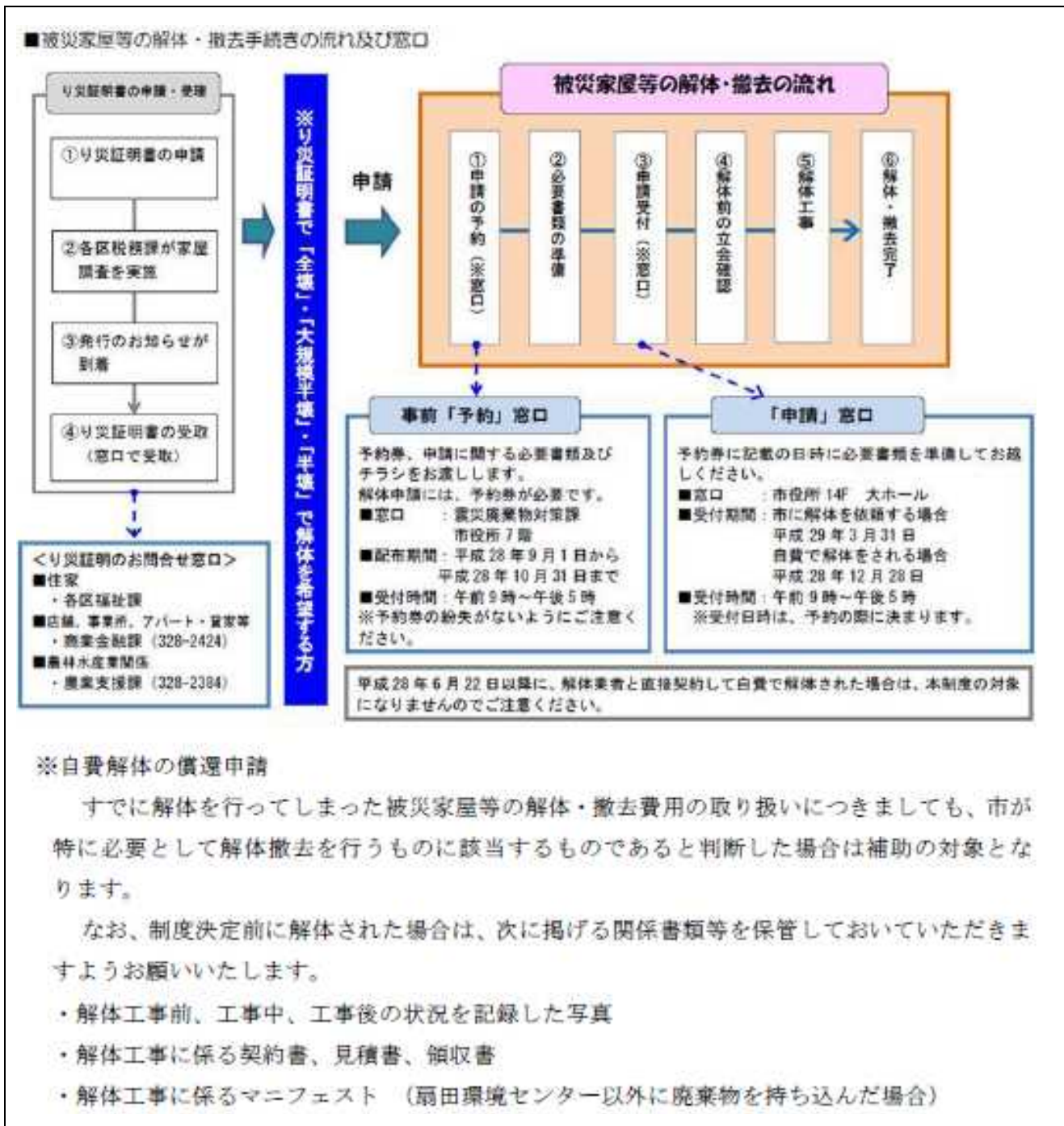
【技 19-2】

工事業だけで解体工事ができるのは平成31年までの経過措置である。)である。当該現場の請負金額によって必要な業許可が異なるため、建設部門に事前に確認しておくことが必要である。

(3) 工事発注のための積算を行う際の留意点

損壊家屋等の解体後は土地の整地が行われるが、整地に伴う撤去物は管理型最終処分場でしか処分できないような残渣である。その残渣の処分にも費用を要するが、過去の災害事例ではその費用が積算に含まれておらず、被災自治体の経費で処分せざるを得ない状況が散見された。そのため、工事発注の積算を行うに当たっては、庁内関係部局(土木・建設部局等)へ確認し、残渣の処分を含めて積算を行う必要があることに留意が必要である。

<事例紹介> 平成28年熊本地震の熊本市における損壊家屋等の解体・撤去申請受付の流れ



※自費解体の償還申請

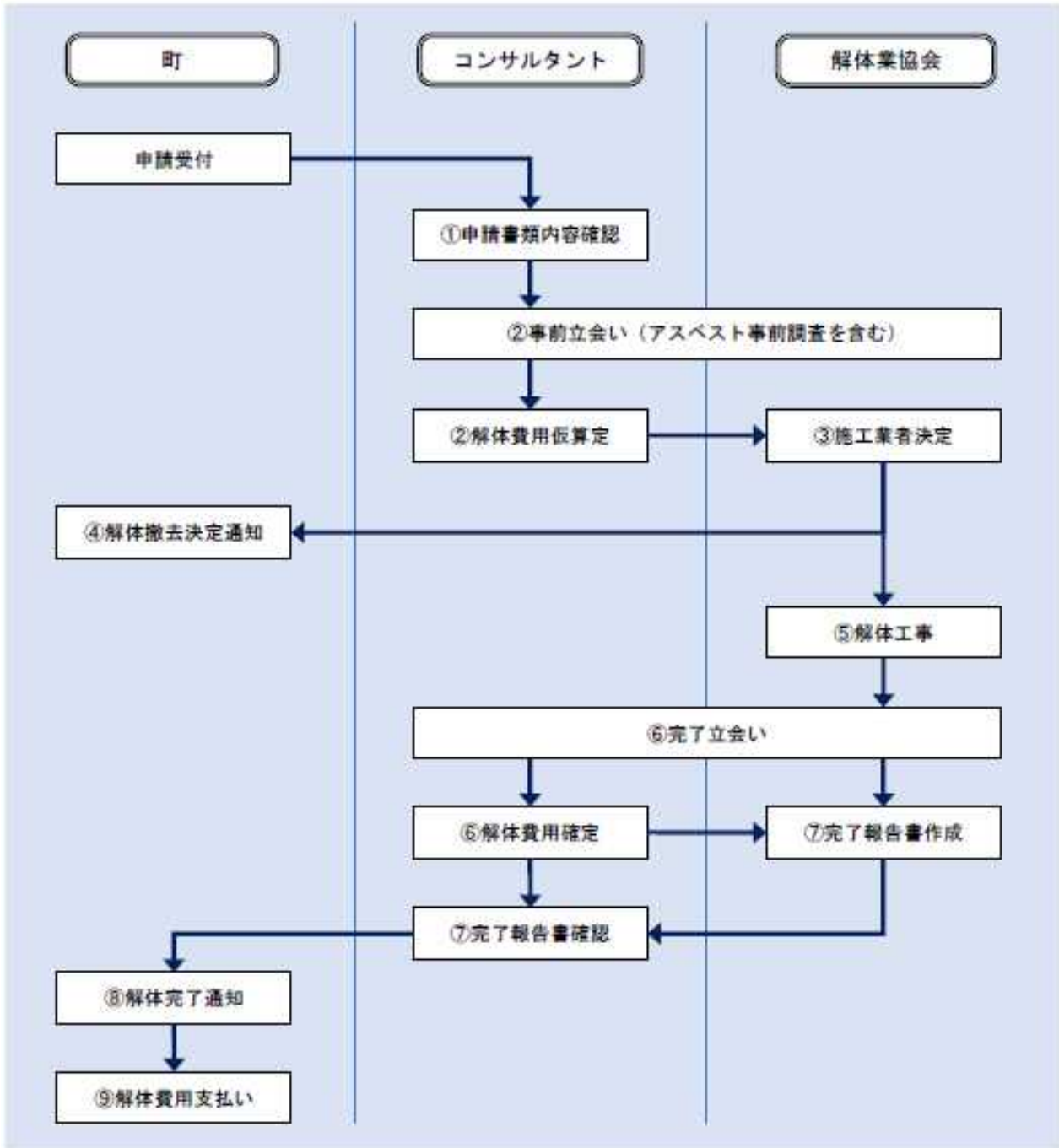
すでに解体を行ってしまった被災家屋等の解体・撤去費用の取り扱いにつきましても、市が特に必要として解体撤去を行うものに該当するものであると判断した場合は補助の対象となります。

なお、制度決定前に解体された場合は、次に掲げる関係書類等を保管しておいていただきますようお願いいたします。

- ・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ・解体工事に係る契約書、見積書、領収書
- ・解体工事に係るマニフェスト（扇田環境センター以外に廃棄物を持ち込んだ場合）

出典：「熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去申請」（熊本市ホームページ）  
 「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き - 災害発生時の廃棄物関連事務を徹底解説 - 」  
 （平成29年3月、環境省東北地方環境事務所）

<事例紹介> 平成28年熊本地震における益城町での申請～解体～費用の支払い事例



出典：「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」（平成30年3月、益城町）